

飼養衛生管理基準の改正について

事務局の考え方		国内外から得られた知見及び論点	小委員会での議論
<p>I 家畜防疫に関する基本的事項 〔人に関する事項〕</p> <p>1 <u>家畜の所有者の責務</u></p> <p>2 家畜防疫に関する最新情報の把握等</p>	<p>1 <u>家畜の所有者は、自らが飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に対する責任を有している事を自覚すること。本基準の規定を踏まえ、自らの農場の防疫体制を構築するとともに、その防疫体制が確認できるよう、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。農場の所在地域その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高めるとともに、定期的に自らの農場の飼養衛生管理状況を点検し改善を図ることにより、本基準による家畜の衛生管理の実践に努めること。</u></p> <p>2 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生</p>	<p>・生産者が主体的に高い意識を持って取り組めるようにすることが大事。（部会での論点）</p> <p>・IT 等を活用した衛生管理の評価制度など、農家が自ら利用できる自己点検の仕組みを参考とし工夫すべき。（部会での論点）</p> <p>・自衛防など地域全体で衛生管理の意識を高め、養豚農家どうしが最新の飼養衛生管理に関する情報を入手できる情報交換の場が必要。（部会での論点）</p> <p>・自衛防など地域全体で衛生管理の意識を高め、養豚農家どうしが最新の飼養衛生管理に関する情報を入手できる情報交換の場が必要。（部会での論点）</p>	

	<p>所の指導等に従うこと。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けること。</p>		
<p>3 <u>飼養衛生管理マニュアルの作成及び従業員等への周知徹底</u></p>	<p>3 <u>従業員が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項、海外渡航時の注意、場内への不適切物品の持ち込み禁止及び持ち込む食品等の取扱方法並びに農場における防疫のための更衣、消毒等の手順等に係るマニュアルを作成し、全従業員に周知徹底するとともに、全従業員及び外部事業者がマニュアルを遵守するよう看板の設置その他の必要な措置を講ずること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・豚は飼養管理が複雑なため、ハード面だけではなくソフト面の対策が重要。（部会での論点） ・ソフト面での穴を埋めるためには従業員教育の徹底が必要（部会での論点） ・関連業者の衛生管理対策が重要。（部会での論点） 	
<p>4 <u>感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管</u></p>	<p>4 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。 （1）衛生管理区域に立ち入った者（家畜の所有者及び従業員を除く。）の氏名及び住所又は所属並びに当該衛生管理区域への立入りの年月日及び、その目的（目的にあっては、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関連業者の衛生管理対策が重要。（部会での論点） ・飼養衛生管理基準は何を遵守すべきか明らかにするため、細部まで明示することが必要。（部会での論点） ・立入時の更衣や消毒の不実施が報告されている。（「豚コレラ疫学調査に係る中間とりまと 	

	<p>所属等から明らかな場合を除く。) <u>及び消毒の実施の有無(車両を入れる者にとっては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口に台帳を設置し、これに記入すること。)</u></p> <p>並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合においては過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域名及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 家畜の所有者及び従業員が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名</p> <p>(3) 導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導</p>	<p>め」より)</p>	
--	---	--------------	--

<p>5 通報ルールの作成等</p>	<p>入の年月日 (4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日 (5) 飼養する家畜の<u>頭数、月齢、異状の有無並びに及び異状がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢並びに投薬その他の処置を行った場合にはその旨</u></p> <p>5 <u>大規模所有者等(当該大規模所有者以外に管理者がある場合にあっては、当該大規模所有者及び管理者。以下同じ。)</u>は、従業員が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、<u>当該大規模所有者等(当該大規模所有者以外に管理者がある場合にあっては、当該大規模所有者及び管理者)</u>の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 分娩等の記録が無く通報の遅れにつながった事例がある。（「豚コレラ疫学調査に係る中間とりまとめ」より） • 養豚場の規模の大小に応じた規制とすることが適当かよく検討すべき。（部会での論点） 	
--------------------	--	--	--

<p>6 獣医師等の健康管理指導</p> <p>7 <u>家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備</u></p>	<p>6 大規模所有者等は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。</p> <p>7 <u>家畜の所有者は、いのしし等の野生動物に家畜伝染病の病原体の感染が確認されている地域（対象地域は農林水産大臣が指定する。以下同じ。）において追加措置を講ずることとなる13、21、25及び27について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。</u></p>	<p>・養豚場の規模の大小に応じた規制とすることが適切かよく検討すべき。（部会での論点）</p> <p>・ハザードを決め、リスクを分析してリスクに応じたバイオセキュリティとすることが適切。（部会での論点）</p> <p>・発生地域も非発生地域も同様の基準で規制することが適切かどうか検討すべき。（部会での論点）</p> <p>・飼養衛生管理基準は平時における対応を基本とすべき。（部会での論点）</p>	
<p>〔飼養環境に関する事項〕</p> <p>8 衛生管理区域の設定</p>	<p>8 <u>自らの農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域の境界を柵等により明確にが分かるように区分すること。衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所及び家</u></p>	<p>・飼養衛生管理基準は何を遵守すべきか明らかにするため、細部まで明示することが必要。（部会での論点）</p>	

<p>9 <u>放牧制限の準備</u></p> <p>10 埋却等の準備</p>	<p><u>畜に直接接触した者が消毒並びに衣服及び靴の交換（畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。）を行わずに行動する範囲の全てを網羅するとともに、家畜、資材、死体等の入出場の場所が可能な限り境界に位置するように設定すること。衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。</u></p> <p>9 <u>放牧の停止又は制限があった場合に家畜を飼養できる畜舎の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講ずること。</u></p> <p>10 埋却の用に供する土地（肥育豚（月齢が満三月以上のものに限る。）一頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。</p>	<p>・（農場へのウイルス侵入防止を徹底するなら）放牧を推奨している政策との整合性を整理すべき。（部会での論点）</p>	
<p>〔家畜に関する事項〕</p> <p>11 密飼いの防止</p>	<p>11 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。</p>		

<p>Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止 〔人に関する事項〕</p> <p>12 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限</p> <p>13 他の畜産関係施設等に立ち込んだ者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置</p>	<p>12 <u>衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。</u>必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち込んだ者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口<u>及び飼養衛生管理関連施設</u>付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。</p> <p>13 当日に他の畜産関係施設等<u>及びい</u><u>のしし等の野生動物に家畜伝染病の病原体の感染が確認されている地域</u>に立ち込んだ者（家畜防疫員、獣医師、</p>	<p>・飼養衛生管理基準は何を遵守すべきか明らかにするため、細部まで明示することが必要。（部会での論点）</p> <p>・ハザードを決め、リスクを分析してリスクに応じたバイオセキュリティとすることが適当。（部会での論点）</p> <p>・発生地域も非発生地域も同様の基準で規制す</p>	
---	--	---	--

	<p>家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。) <u>及び並びに</u>過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、<u>必要がある場合を除き</u>、衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。<u>(その者が、シャワーの実施その他必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。)</u></p>	<p>ることが適切かどうか検討すべき。(部会での論点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理基準は平時における対応を基本とすべき。(部会での論点) ・飼養衛生管理基準は何を遵守すべきか明らかにするため、細部まで明示することが必要。(部会での論点) 	
<p>14 衛生管理区域に立ち入る者の消毒等</p>	<p>14 衛生管理区域<u>及び畜舎</u>の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、<u>衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に</u>当該消毒設備を利用して手指の洗浄<u>及び又は消毒並びに及び靴</u>の消毒をさせること。(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合<u>及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合</u>を除く。)</p>		
<p>15 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用</p>	<p>15 衛生管理区域の専用の衣服(衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する<u>衛生的な衣服もの</u>を含む。)及び靴(衛生管理区域に立ち入る際に着用している靴の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理基準は何を遵守すべきか明らかにするため、細部まで明示することが必要。(部会での論点) 	

	<p>上から着用する<u>衛生的な</u>ブーツカバーを含む。)を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること(その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。)。更衣を行う際に病原体が衛生管理区域に侵入することがないように、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離版等で場所を離して保管するとともに、かつ、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農場内・畜舎内へのウイルスの推定侵入ルートとして、人による持ち込みが指摘されている。(「豚コレラ疫学調査に係る中間とりまとめ」より) 	
<p>〔物品に関する事項〕 16 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等</p>	<p>16 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、<u>衛生管理区域に出入りする際に</u>当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒する場合を除く。)。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農場内・畜舎内へのウイルスの推定侵入ルートとして、人・車両による持ち込みが指摘されている。(「豚コレラ疫学調査に係る中間とりまとめ」より) ・飼養衛生管理基準は何を遵守すべきか明らかにするため、細部まで明示することが必要。(部会での論点) 	

	<p><u>ロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること（衛生管理区域内で降車しない場合を除く。）。</u></p>		
<p>17 他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置</p>	<p>17 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。<u>家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。</u></p>		
<p>18 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置</p>	<p>18 過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の<u>必要な措置</u>を講ずること。</p>		
<p>19 飲用水の給与</p>	<p>19 飼養する家畜に<u>水道水等の飲用に適した水以外</u>を給与する<u>場合には、これを消毒</u>すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農場内・畜舎内へのウイルスの推定侵入ルートとして、沢水による持ち込みが指摘されている。（「豚コレラ疫学調査に係る中間とりまとめ」より） 	
<p>20 処理済みの飼料の利用</p>	<p>20 飼養する家畜に<u>肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源</u>（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・残飯給餌によりASFに感染した海外事例が報告されている。 ・EUとの防疫協定で国際基準に合致させる必 	

<p>21 <u>安全な資材の利用</u></p>	<p>二条第三項に規定する食品循環資源をいう。)を原材料とする飼料を給与する場合には、<u>おいて、当該飼料が生肉を含み、又は含む可能性があるときは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づき適正に事前に摂氏七十度以上で三十分間以上又は摂氏八十度以上で三分間以上の加熱処理（攪拌しながら摂氏九十度以上で六十分間以上、摂氏百二十一度以上三気圧で十分間以上の加熱処理・加熱後の飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないよう措置が講じられている等）が行われたものを用いることとし、この処理が行われていないものは衛生管理区域内に持ち込まないこと。</u></p> <p>21 <u>いのしし等の野生動物に家畜伝染病の病原体の感染が確認されている地域において収穫された飼料、敷料等を利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従うこと。</u></p>	<p>要性指摘。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農場内・畜舎内へのウイルスの推定侵入ルートとして、飼料による持ち込みが指摘されている。（「豚コレラ疫学調査に係る中間とりまとめ」より） ・感染いのししが確認されている地域においては、いのししが接触している可能性のある飼料を供さないよう留意すべきと指摘されている。（「豚コレラ疫学調査に係る中間とりまとめ」より） 	
---------------------------	---	--	--

<p>〔野生動物に関する事項〕</p> <p>22 <u>衛生管理区域への野生動物の侵入防止</u></p>	<p>22 <u>野生いのししの生息地域に所在する農場においては、衛生管理区域に野生いのししが侵入しないよう防護柵の設置（いのししのくぐり抜けを防止できと認められるものに限る。）その他の必要な措置を講ずること。定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすよう、防護柵周囲の除草その他の必要な措置を講ずること。</u></p>	<p>・農場内・畜舎内へのウイルスの推定侵入ルートとして、感染野生いのしし・野生動物による持ち込みが指摘されている。（「豚コレラ疫学調査に係る中間とりまとめ」より）</p>	
<p>〔家畜に関する事項〕</p> <p>23 家畜を導入する際の健康観察等</p>	<p>23 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。</p>		

<p>Ⅲ 衛生管理区域の衛生状態の確保</p> <p>〔人に関する事項〕</p> <p>24 畜舎に入るものの消毒等</p> <p>25 畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置及び使用</p>	<p>24 畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入るものに対し、畜舎に入る際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒並びに靴の消毒をさせること。<u>（その者に当該畜舎専用の手袋を着用させる場合を除く。）</u></p> <p>25 <u>畜舎ごとの専用の衣服（野生動物に家畜伝染病の病原体の感染が確認されている地域に限る。）及び靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これらを確実に着用させること。更衣を行う際に病原体が畜舎に侵入することがないように、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管するとともに、かつ、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。畜舎から家畜、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が畜舎の内外で交差しないよう、畜舎の内外で作業する者を分けること又は専用の靴の履き替えその他の必要な措置を講ずること。</u></p>	<p>・農場内・畜舎内へのウイルスの推定侵入ルートとして、人による持ち込みが指摘されている。（「豚コレラ疫学調査に係る中間とりまとめ」より）</p> <p>・農場内・畜舎内へのウイルスの推定侵入ルートとして、人・物による持ち込みが指摘されている。（「豚コレラ疫学調査に係る中間とりまとめ」より）</p> <p>・畜舎ごとの長靴や手袋の使用が提言されている。（「豚コレラ疫学調査に係る中間とりまとめ」より）</p>	
---	---	--	--

<p>〔物品に関する事項〕</p> <p>26 <u>畜舎等及び器具</u>の定期的な清掃又は消毒等</p> <p>27 <u>畜舎外での病原体による汚染防止</u></p>	<p>26 <u>畜舎その他の飼養衛生管理に使用する衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。</u>注射針、人工授精用器具その他体液が付着する物品を使用する際は、注射針にあっては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあっては一頭ごとに交換又は消毒をすること。</p> <p>27 <u>家畜の飼養管理に必要なない物品を畜舎に持ち込まないこと。いのしし等の野生動物に家畜伝染病の病原体の感染が確認されている地域において、家畜の畜舎間移動時に洗浄・消毒済みケージ・リフトの使用等を行うとともに、畜舎に重機、一輪車等を持ち込む場合には、畜舎の出入口付近において洗浄及び消毒をすること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農場内・畜舎内へのウイルスの推定侵入ルートとして、畜舎間の豚の移動による持ち込みが指摘されている。（「豚コレラ疫学調査に係る中間とりまとめ」より） ・畜舎間で豚を移動させる場合、消毒可能な移動用のケージの使用等により直接地面を歩かせないよう提言されている。（「豚コレラ疫学調査に係る中間とりまとめ」より） ・手押し車等の器具類を畜舎外から持ち込む場合の洗浄、消毒の徹底が提言されている。（「豚コレラ疫学調査に係る中間とりまとめ」より） 	
<p>〔野生動物に関する事項〕</p>			

<p>28 <u>野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕家畜の死体の保管場所</u></p>	<p>28 <u>野鳥等の野生動物の畜舎、飼料庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。）その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。家畜の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。</u></p>	<p>・農場内・畜舎内へのウイルスの推定侵入ルートとして、野生動物による持ち込みが指摘されている。（「豚コレラ疫学調査に係る中間とりまとめ」より）</p> <p>・防鳥ネットの設置等の野生動物侵入防止対策が提言されている。（「豚コレラ疫学調査に係る中間とりまとめ」より）</p>	
<p>29 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止</p>	<p>29 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。</p>		
<p>30 <u>ねずみ及び害虫の駆除</u></p>	<p>30 <u>ねずみ、はえ等の衛生動物の駆除を行うために殺鼠剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずるとともに、畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅延なくその破損箇所を修繕すること。</u></p>	<p>・農場内・畜舎内へのウイルスの推定侵入ルートとして、野生動物による持ち込みが指摘されている。（「豚コレラ疫学調査に係る中間とりまとめ」より）</p>	
<p>〔飼養環境に関する事項〕</p>			
<p>31 <u>衛生管理区域内</u></p>	<p>31 <u>衛生管理区域内は、ねずみ等の野</u></p>	<p>・農場内・畜舎内へのウイルスの推定侵入ルー</p>	

<p><u>の整理整頓及び消毒</u></p> <p>32 <u>畜舎等施設空舎又は空房の清掃及び消毒</u></p>	<p><u>生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体の残存性を減弱させるため、不要な資材等の処分、除草等を行うとともに、資材、機材等を整理整頓し、消石灰等により定期的に消毒を行うこと。</u></p> <p>32 <u>畜舎その他の衛生管理区域内にある施設の家畜の出荷又は移動により畜舎又は畜房が空になった場合には、清掃及び消毒を3の規定によるマニュアルに基づき定期的にすること。</u></p>	<p>トとして、野生動物による持ち込みが指摘されている。（「豚コレラ疫学調査に係る中間とりまとめ」より）</p> <p>・豚は飼養管理が複雑なため、ハード面だけではなくソフト面の対策が重要。ソフト面の穴を埋めるためには、従業員教育の徹底が必要。（部会での論点）</p>	
<p>〔家畜に関する事項〕</p> <p>33 毎日の健康観察</p>	<p>33 毎日、飼養する家畜の健康観察（<u>家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況並びに異状の有無を含む。</u>）を行うこと。</p>	<p>・分娩等の記録が無く通報の遅れにつながった事例がある。（「豚コレラ疫学調査に係る中間とりまとめ」より）</p>	

<p>IV 衛生管理区域からの 病原体の散逸予防 〔人に関する事項〕 34 衛生管理区域から退出する者の消毒等</p>	<p>34 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒並びに靴の消毒をさせること。 （その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出口付近において当該消毒設備を利用して消毒する場合を除く。）</p>		
<p>〔物品に関する事項〕 35 衛生管理区域から退出する車両の消毒 36 <u>衛生管理区域から搬出する物品の消毒等</u></p>	<p>35 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること。（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出口付近において当該消毒設備を利用して消毒する場合を除く。）</p> <p>36 <u>家畜の排せつ物等の付着した物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、消毒その他の必要な措置を講ずること。</u></p>	<p>・農場からのまん延防止を義務として明確にするべき。（省内関係者）</p>	

<p>〔家畜に関する事項〕</p> <p>37 家畜の出荷又は移動時の健康観察</p> <p>38 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止</p> <p>39 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止</p>	<p>37 家畜をの出荷等により又は農場外△移動させるを行う場合には、出荷又は移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。</p> <p>38 飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。</p> <p>39 飼養する家畜に特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動</p>	<p>・飼養衛生管理基準は何を遵守すべきか明らかにするため、細部まで明示することが必要。（部会での論点）</p>	
---	--	--	--

	<p>を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。</p>		
--	--	--	--